

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和6年度第2回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第11番 石川委員さん、第12番 町田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

5月10日 青梅市そさい振興会 令和6年度総会が霞共益会館で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。5月15日 親子農業体験会準備を、森田委員さんのご自宅で、加藤会長、石川職務代理、経営部会のメンバーの方にご出席をいただきました。5月15日 東京都都市農地推進協議会 第56回総会が新宿で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。5月23日 青梅市農業経営者クラブ役員会が霞共益会館で行われ、加藤会長、町田土地部会長にご出席をいただきました。

諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3件を上程いたします。

それでは整理番号1番について、久保田委員の説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号1番について説明します。

5月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

委員

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この場所は自宅に接していきまして、地番はジャガイモ、玉ネギ、ナス等が栽培されており耕作が十分に行き届いていました。地番はおおよそ半分がゆるやかな傾斜になっていきまして、ここには梅が18本、柿5本、ビワ、キウイ、柚子、ミカン等が栽培されており、平坦地はきちんと耕作されておりました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の北側で階段状になっていきまして、梅50本程度、あと茶の木等が栽培されておりました。この5筆は畑としてきちんと管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号2番3番について、松永委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 松永です。

整理番号2番について説明します。

5月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここにはレモンが50本から60本、定植されておりました。11月からレモンの収穫をするそうです。下草が刈り取られていなかったのですが、1か月に1回は機械で下草を刈っているそうです。

整理番号3番について説明します。

5月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

委員

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この場所は自宅に面した南側の畑です。大小の鉄骨ハウスとビニールハウスが合計4棟あります。ビニールハウスには小松菜、ホウレン草を育苗して出荷したそうです。他のハウスにはレモンの苗を育苗していました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここはブルーベリー畑です。200本から300本のブルーベリーが定植されています。ラビットアイという甘味が強い種類だそうです。観光農園ということで7月から8月は、約100名から200名ほど来園するとのことでした。農地として問題なく管理されておりました。

地番、地目畑、面積

ここは50本ほどブルーベリーが定植されていました。アイブッシュ系の種類で5月から6月に出荷できるのだそうです。北側にはツツジの委託苗木が30本ありました。トラクターで耕耘されており管理は十分にされておりました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑になっており、東側にはツツジの委託苗木が4,000本ほど定植されていました。西側には、玉ネギ、ナス、ジャガイモ、イチゴ、小松菜、レタス、ブロッコリー等が定植されており、耕作状況も問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

整理番号2番について、松永委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 松永です。

整理番号2番について説明します。

この土地にはジャガイモ、ラッキョウが植えてありました。その他にキャベツの葉が残っていたので収穫後のようでした。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」4件を御説明申し上げます。議案の4ページを御覧ください。

事務局

次に整理番号4番

こちらは、譲渡人の さん から、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙4》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、5月17日に新井委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番2番について、担当委員の私からの補足説明いたします。

委員

整理番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

地番はこれから野菜を植えるとのことでトラクターをかけてきれいになっていました。地番には、ジャガイモ、レタス等が植えてありました。他のところは田んぼでトラクターがかけてあり、田植えの準備がしてありました。

整理番号2番について説明します。

こちらは田んぼなのですが、一団の畑として使われており、小松菜、玉ネギ、大根、レタス等が植えてありました。ここの方は親子で手広く

委員

やっています。頑張っています。よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号3番4番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号3番について説明します。

5月17日 事務局2名と現地調査を行いました。

地番には色々な野菜が植えてあり耕作しているのがよくわかりました。

整理番号4番について説明します。

地番はきれいになっていましたので、作る意識があるのだと思いました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。
農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第5号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第5号別紙2は現況写真及び、写真方向図となっております。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は5月17日に新井委員さんで行いまして許可するに相当であるとの判断をいただきました。また、加藤会長、町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 8 番 新井です。

整理番号 1 番について説明します。

事務局の説明の通りです。ただ現況が山林という言葉がいいのかどうなのか。

事務局

「その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」、山林の様相を呈しているなどのところに原野も入りますので、今回は原野になっているので非農地判断させていただきたいと議案に載せました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

次に、日程 5 の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、1 件で 1 ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、10 件で 2 から 3 ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」は、2 件で 4 ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 2 時 5 5 分から開会いたします。